



特殊詐欺対策電話機を購入される方を対象に、対象となる機器の購入費用に対して補助金を交付します。



特殊詐欺等被害防止対策電話機等 購入補助金について

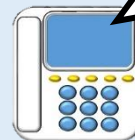
補助の対象となる機器

特殊詐欺等の被害を未然に防止するための機能を有する固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器が対象になります。

特殊詐欺等の被害を防止する機能(次のいずれか)

- 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す
- 通話の内容を自動的に録音する機能及び着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う
- 被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する

振込詐欺対策のため
録音させていただきます。



補助の対象となる方

次の要件を**全て満たす方**になります。

- ☑ 町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住する 65 歳以上の方(※独居に限られません。65 歳未満の方と同居されていても対象になります。)
- ☑ 補助金交付決定以降に特殊詐欺対策電話機等を購入する方
- ☑ 本人及び同一世帯に属する者が町税等を滞納していない方

補助金

購入費の **2 分の 1 以内**
(100 円未満切捨て)
上限 5,000 円となります。

申請受付期限

令和8年3月31日まで

申請受付件数

15 件 (申込順とし、予算額に達し次第、受付を終了します)

手続き手順等は
裏面



手続きの流れ

1.お店でカタログと見積書をもらう

購入しようとする電話機が載ったカタログと見積書をもらってください。

電話機を
購入する前に
申請してください。

2.企画商工課に申請する

電話機を**購入前**に交付申請をしてください。

補助金の申請に必要な書類等

- 1 補助金交付申請書
- 2 購入予定機器の機能が記載されている書類(カタログ又は説明書の写し)
- 3 購入予定額が確認できる書類(見積書等)
- 4 申請者及び同一世帯に属する者の完納証明書
- 5 印鑑



申請書類はどこにあるの？

➡企画商工課の窓口にあります。町ホームページから印刷もできます。

3.電話機を購入・設置する

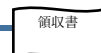
企画商工課から「交付決定通知書」が届いた後に購入してください。

4.企画商工課に実績報告する

購入・設置後は速やかに、必要書類を添えて実績報告書と補助金請求書を提出してください。

補助金の請求に必要な書類等

- 1 領収書(購入費、品名、品番、購入者氏名等が記載され、販売者の領収印が押印されているもの)
- 2 保証書その他の機器品番が確認できる書類の写し
- 3 補助金を受け取る口座がわかる通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が分かるページの写し)



5.補助金が振り込まれる

企画商工課から「確定通知書」が届き、口座に補助金が振り込まれます。

その他

- 発信者番号表示(ナンバーディスプレイ)サービスの利用料は補助対象外です。
- 補助金の交付は一世帯に対し1回限りです。



【問い合わせ先・申請窓口】

里庄町 企画商工課

☎ 0865-64-3114